

未分割遺産から生じた債権は誰のもの？

相続が発生し、相続人が複数いる場合には、遺産分割が決まるまでに、ある程度の時間がかかるのが普通です。被相続人が収益不動産などを所有していた場合、遺産分割が決まるまでの間にも、賃料債権が生じます。では、その債権は誰のものになるのでしょうか。これについて、9月8日に最高裁の判決が出ました。

1. 最高裁の判断

最高裁は、「遺産から生じた債権は、遺産とは別個の債権というべきであり、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として、確定的に取得する」としました。つまり、遺産分割が決まるまでの間に生じた収益不動産の賃料は、後の遺産分割にかかわらず、相続人が相続分により取得するというものです。

民法では、遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じます。そうであれば、遺産から生じた債権もその遺産を取得した者に帰属するとも考えられます。しかし最高裁は、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として、確定的に取得した債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないとしました。

2. 税務上の取扱い

では、所得税の取扱いはどうでしょうか。民法において、分割協議が調っていない被相続人の遺産は各共同相続人の共有に属するものとされていることから、所得税の申告でも未分割遺産から生じた所得は相続分で按分して各相続人が確定申告をすることとなっています。たとえ、特定の代表相続人が遺産の管理をしていたとしても、特定の相続人の所得として、確定申告することはできません。また、後に遺産分割が決まった場合でも、すでにした過去の確定申告を訂正する必要はないものとなっています。この意味においては、今回の最高裁の判決は、税務上の取扱いに即したものとと言えます。

3. 問題点

しかし、今回の判決が税務の取扱いと完全に一致しているわけではありません。

なぜなら、所得税の取扱いにおいては、過去にすでにした確定申告を訂正する必要はありませんが、遺産分割が確定した年については、遺産から生じた所得は、その遺産を取得した者の所得として確定申告することになっているからです。

例えば、平成16年8月に発生した相続について、平成18年9月に遺産分割が調ったとします。この場合、平成16年と17年については、遺産は未分割ですから、未分割遺産から生じた所得を相続人が相続分に応じて按分し、それぞれ確定申告することになります。そして平成18年については、遺産分割が確定していますから、遺産を取得した者がその遺産から生じた所得について確定申告を行います。この場合、遺産分割が調うまでとその後とで期間按分する必要はなく、平成18年1月1日以降、遺産を取得した者の所得として申告することになります。

今回の判決は、遺産分割までの間に生じた債権は相続人が相続分に応じて取得するといっています。つまり上の例でいきますと、平成18年9月までは、相続人が相続分に応じて取得、それ以降はその遺産を取得した者が取得ということになります。

この違いに関して、今後税務上の取扱いに変更があるかどうかは、明らかではありません。

4. 遺産分割は速やかに

今回の最高裁の事案は、母親と子供が争ったもの。遺産分割の確定までに相続発生から3年以上を要し、未分割遺産から生じた債権もかなり大きな金額になっていたようです。

未分割遺産から生じた債権の帰属はともあれ、遺産分割は、相続人間でもめることのないようにしたいものです。

(担当：小山 明広)